

令和元年 10 月 21 日
未来社会 DESIGN 機構長 裁定

DLab パートナース年会費等について

1. 年会費

DLab パートナース規約（以下、「規約」という。）第 4 条第 1 項に定める年会費は、1 法人・団体あたり 20 万円とする。但し、令和 2 年 3 月 31 日までに会員資格を取得した法人及び団体は、令和 2 年 3 月 31 日までの年会費は無料とする。

2. オプション料

規約第 7 条第 2 項に定めるオプション料は、1 回あたり 50 万円とする。

3. 年会費、オプション料の納入方法

本学協賛金等取扱要項に基づき学内手続きを行い、担当者あてに発送する「納入依頼書」により、指定の口座への銀行振込にて納入する。

※ 上記の方法により納入し難い場合には、入会申請時に申し出ること。

4. 支払期限

前項「納入依頼書」記載の納入日まで。

5. 裁定の改廃： 本裁定の改廃を行う場合、DLab 事務局は、変更後の裁定の効力発生日の 1 か月前までに、変更後の裁定の内容を会員に通知するものとする。

附則

改定後の DLab パートナース年会費等についての規定は、令和 3 年 5 月 10 日から適用する。

以 上